

## 活動結果報告書

令和 4年11月24日

越前市議会

議長 吉田 啓三 殿

議員氏名 桶谷 耕一 印

下記のとおり報告します。

日 程 令和 4年11月22日(火曜日)午前8時~午後4時

活動先 北陸電力株式会社 敦賀市内施設

活動目的 北陸電力（株）経営状況、料金見直しによる単価影響、カーボンニュートラル達成に向けた自治体支援見他

## 研修・調査・その他活動事項及びその結果概要 (不足のときは、補助用紙を用いる。)

### 別紙報告書のとおり

## 活動結果報告

日程 令和4年11月22日(火)

活動先 北陸電力（株）敦賀市内施設

### 活動目的並びに内容

#### 1 電力会社の経営状況について

近年の世界的な資源価格高騰、2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻により、資源価格が著しく急騰している。燃料費の増加に対しては、燃料費調整制度に基づき、燃料価格の変動を毎月自動的に電気料金に反映されるが、企業努力で対処可能な状況ではなく、連結経常利益は1,000億円の損失の見込みである。

#### 2 電気料金値引きの概要

国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に基づき、低圧および高圧の電気料金メニューに対し、2023年2月分の電気料金から値引きを実施している。

#### 3 その他

- ・カーボンニュートラル達成に向けた自治体支援
- ・EV活用の提案
- ・長時間給電システムに関する取り組みの紹介
- ・電気を利用した植物工場プラント建設(ゼロカーボン・レタス生産)
- ・疋田水力発電所(ゼロカーボン)の見学



## 活動結果報告書

令和4年10月31日

越前市議会

議長 吉田 啓三 殿

議員氏名 桶谷 耕一 印

下記のとおり報告します。

日 程 令和4年10月31日（月曜日）

活動先 おけたに耕一通信（vol. 10）

活動目的 越前市の取り組みや今後の政策を市民に伝える

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

印刷業者 （有）ワープロセンターホープ

支払金額 101,500円

配布先 市内各所

配布部数 4,000枚

別添のとおり

## 一般質問 古民家の利活用の推進について

令和4年9月議会

古民家の利活用について伺います。

自治体の中には、子育て世帯や高齢者を対象にリフォームした空家を低家賃で貸し出したり、都市住民が地方にも、生活拠点を設ける「二地域居住」に空家を活用するといった取組に努力している自治体もあります。

越前市においても「越前市空家等対策計画」で「空家等の流動化を促し、利活用や建替えを含めた流通を進め、また、古民家や町屋については、社会的ストックであるだけでなく景観・文化的資源でもあるため、その保全を図るためにも空家等の有効活用を推進していく」とありますので、空家、空家古民家の有効活用について伺う。

**Q1** 現在、越前市において、古民家を利用して、民泊やレストランの利活用されている状況が把握出来ている範囲で結構ですが、教示願う。

**A1** 古い民家等を利用しているレストランの実績としましては、中心市街地で申し上げますと、寺町通りに蕎麦屋や総菜屋、パスタカフェ、フレンチレストランが古い民家の利活用により5店舗が開業しております。また、農家民泊の数につきましては、市内全体で24件です。



**Q2** 地域には、空家がどんどん増えています。単に人口減少対策から、移住だけに頼るのではなく「社会公共性の高い利活用」「関係人口増加に繋がる利活用」が必要不可欠。二地域居住に繋げたり、農泊、民泊、レストラン、テレワーク、ワーケーション施設への推進ができ、その地域の活性化にも繋げることが出来ると考えます。市のお考えをお示しください。

**A2** ご指摘のとおり、空家等の利活用の観点から、利用可能な古民家等を活用し、本市へ都市市民を誘導し移住に繋げることは、持続可能な地域の形成を図るための方策の1つであると考えています。

## 一般質問 野良猫対策について

令和4年9月議会

猫の不幸をなくし、猫を巡るトラブルを防ぐには、猫の不妊・去勢手術をきちんと実施することが大切です。

**Q1** 最初に、野良猫の不幸な命を減らし、環境美化を図るための不妊・去勢手術についてどのように推進していくお考えか、お伺う。

**A1** 飼い主のいない猫の不妊手術の推進につきましては、一般的に野良猫と呼ばれる飼い主がない猫や、地域住民が世話をしている猫、いわゆる地域猫などの繁殖を制限し、殺処分される猫を減らすとともに、市民の生活環境を保持することを目的に、本年度から「飼い主のいない猫対策事業」を新たに創設し、野良猫・地域猫の不妊手術費用の一部補助を実施しております。具体的には、福井県獣医師会が県内居住者を対象に実施する「飼い主のいない猫の不妊手術支援事業」において、一匹あたりオス1万円、メス1万5千円で手術を行い、これに対し、市が、オス5千円、メス7千円の補助金を交付し、申請者の費用負担を軽減することで、野良猫・地域猫の不妊手術を推進してまいります。



**Q2** 市民の方がこの補助金の利用するにあたり、改善してほしい部分とか、要望等ありますか。

**A2** 本補助制度の利用に関する市民からの要望につきまして、現在の補助制度では、申請者1人当たりの年間での申請上限を2匹としておりますが、これを増やして欲しいといったご要望を伺っております。今後、申請者から実情などを伺いながら、一人当たりの申請者から実績などを伺いしながら、一人当たりの申請上限を引き上げるなど、活用しやすい制度となるよう検討してまいります。

**Q3** 野良猫対策の地域の取り組みとして、T.N.R.という言葉があります。言葉の内容についてお伺いします。

**A3** T.N.Rとは、捕獲器などで野良猫を捕獲し、不妊手術を行い、元の場所に戻す、トラップ・ニューター・リターン(Trap.Neuter.Return)を略した言葉で、飼い主のいない猫の繁殖を制限し、殺処分される猫を減らすのに最も有効な手段と考えられています。

## おけたに耕一ホームページ

ご質問・ご要望など  
お気軽にお聞かせください

komei.or.jp/km/echizen-oketani-koichi/

E-mail miraifor@nx.ttn.ne.jp

[携帯]090-1391-5481 [FAX]0778-22-8504

[発行元] 桶谷 耕一



桶谷耕一



# おけたに耕一通信

vol.10 2022 秋号



## 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について



電力・ガス・食料品等

価格高騰緊急支援給付金とは

給付金の支給額 1世帯あたり5万円

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得者世帯（住民税非課税世帯等）に対して、支援する新たな給付金です。

給付金の支給時期 市が申請書類を受理した日から2週間後が目安です。

対象者：以下のいずれかに当てはまる世帯が対象となります。

1 令和4年度住民税非課税世帯

基準日（令和4年9月30日）時点で越前市に住民登録があり、かつ世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税である世帯。生活保護受給世帯も含まれます。

（注）住民税が課税されている方から世帯の全員が扶養を受けていないこと

2 家計急変世帯

住民税非課税世帯以外の世帯のうち、令和4年1月から12月までの間に、予期せず家計が急変し、同一世帯に属する者全員のそれぞれの令和4年1月から12月までの任意の1か月の収入または所得を12倍した金額が住民税非課税相当水準以下となった世帯。

越前市

原油や原材料の高騰等により



農業者の経営安定を支援します。

燃油・肥料高騰緊急対策事業

補正予算額 60,570千円

米価の大幅下落に加えて、燃油や肥料等が高騰し続ける中、春から秋にかけての農作業に必要な燃油及び肥料等の高騰分を支援。

6月補正時補助単価： 970円／10a

9月補正時補助単価： 1,860円／10a

合計： 2,830円／10a

利益が大きく減少している事業者を支援します。

原油・原材料高騰対策支援事業

補正予算額 126,000千円

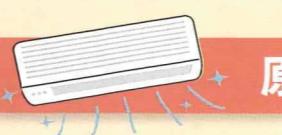
概要

連続する3か月間の利益が前年同月比で

30%以上減少する事業者

支援内容

1事業者あたり補助金10万円



原油・物価高騰においても快適な保育環境を保ちます

児童福祉施設等感染症対策事業

補正予算額 7,110千円

概要

市内の私立保育園・認定こども園に対し、コロナ禍における原油

価格や物価の高騰により負担増となっている経費を支援します。

①給食食材費高騰対策事業

○園児の給食やおやつの食材費を園に助成することで、コロナ禍においても園児の給食の質を保ちます。

○物価高騰に伴う保護者の負担増を防ぎます。



②電気料金支援事業

○光熱費が高騰する中においても、新型コロナウイルス感染症対策のため、換気を徹底しながら冷暖房等を適切に使用し保育環境を快適に保つため、電気料金を助成します。

## 一般質問 医療的ケア児及びその家族に対する支援の充実について

令和4年6月議会

「医療的ケア児」は、全国に2万人以上いると推計されています。この10年間で、およそ2倍に増加しました。医療的なケアが必要となる子どもやその家族を支援しようと国会が動き、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が令和3年6月18日に公布され、令和3年9月18日から施行されました。

この法律では、医療的ケア児とその家族に対する支援の基本理念を定め、国や地方公共団体等の責務、保育及び教育の拡充に係る施策、医療的ケア児を対象とする支援センターの指定などを明確に定めています。

**Q1** 越前市の中で、医療的ケア児に対する支援について、どこで、どのように協議して検討されているのか。



**A1** 本市では、平成29年度から医療、保健、福祉、教育の関係機関や市担当課で構成する『医療的ケア児支援懇談会』を立上げ、協議を進め、研修の実施や個別ケアに繋げています。

**Q2** 学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付き添いがなくても適切な医療的ケアを受けられるよう、看護師等を講ずることになりました。市の考えは？

**A2** 学校と市教育委員会が連携しながら、在籍校における支援について協議し、看護師配置等の支援を行っている。具体的には、学校内に医療的ケア実施校内検討委員会を配置し、実施マニュアルを作成し、安全に医療的ケアが実施できるように体制を整えています。

**Q3** 日常生活における支援について、医療的ケア児及びその家族が、必要とする医療的ケアの実施や必要とする支援を受けられるようになりました。必要な措置を講ずるための、市対策については？

**A3** 医療的ケア児については、年齢、必要とする医療的ケアの種類、生活実態等に応じて様々な対応が求められるため、医療・保健・福祉・教育等の関係機関が連携して支援を行う体制を整備することが重要であると考えます。



## 一般質問 18歳成人への消費者被害防止施策の推進について

令和4年6月議会

**Q1** 我が国における成年年齢は、明治9年以来、20歳とされていました。近年、国民投票権年齢や公職選挙法の選挙権年齢などで、18歳と定められるなど、18歳、19歳の方にも国政上の重要な事項の判断に参加してもらうための政策が進められてきました。2018年（平成30年）6月に、民法の定める成年年齢を18歳に引き下げるなどをする「民法の一部を改正する法律」が成立しました。

成年年齢の引き下げによって、18歳、19歳の方は、親の同意を得なくても、様々な契約をすることができるようになりました。

**Q1** 消費者トラブルとはどのようなことが想定していますか。お伺いします。



**A1** マルチ商法、副業など儲け話の契約、通信販売の定期購入契約、出会い系トラブル、就活やオーディションなどの仕事関係のトラブル、借金やクレジットカードトラブルなどに巻き込まれることが心配されています。



**Q2** 消費者トラブルに巻き込まれないようにするには、消費者情報の周知や啓発が大事です。どのように推進していくのかお伺いします。

**A2** 成人年齢を18歳に引き下げる民法改正が成立した、平成30年6月以降、国民生活センターをはじめ全国の消費者センターでは、若年消費者保護を課題のひとつに掲げて、啓発に取り組んでいます。越前市消費者センターでは、市広報（消費者の窓）掲載、市内イベントでの啓発活動、消費者サポーターや消費者グループといった啓発活動に、日頃から尽力されている市民を対象とした研修機会を、設けるなど取り組んでいます。学校や民間事業所（若年社員対象）からの要請による市政出前講座も、行っています。市政出前講座の要請に対して、しっかりと応えていきます。当事者である若者及びその親にあたる世代を、ターゲットにした啓発活動に継続して取り組んでいます。

## 一般質問 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について

令和4年9月議会

介護予防と生活習慣病対策と※フレイル対策は、実施主体（市役所の中で）が別々で、介護保険事業と保健事業が主体になって実施されていました。高齢者に一体的に提供されるように連携することが課題になっています。

国では、後期高齢者医療広域連合が高齢者保健事業を国民健康保険事業及び介護予防の取組と一緒に実施する取組が令和2年4月から開始されました。後期高齢者医療広域連合は、その実施を各市町に委託することができることになりました。

越前市においても、本年度から予算を持ち、受託を受け、実施しています。その内容についてお伺いします。

※フレイルとは、加齢とともに心身の活力が低下した「虚弱」な状態

**Q1** 高齢期になると健康状態がどのように変化し、どのような特性があるのか、お伺いします。

**A1** 一般的に、高齢者の健康状態は、高血圧や心疾患、糖尿病などの慢性疾患と加齢による認知機能障害や筋力低下、視力障害、貧血、嚥下障害などの老年症候群が相互に影響し、健康状態を左右させる特性があると言われています。本市では、第8期市高齢者福祉保健計画め介護保険事業計画策定に向け、高齢者約1,000人を対象に健康状態についての調査を実施し、この調査結果によりますと、高齢者の50.9%が運動器の機能低下、39.6%が口腔の機能低下の該当者となっています。また、認知機能低下の該当者は、85歳以上で20%を超えています。

**Q2** 後期高齢者の75歳以上の特性に応じた保健事業についてお伺いいたします。

**A2** 後期高齢者の特性として、加齢に伴うフレイルが顕著に進行することに加え、複数の慢性疾患有し症状が混在することから、国のガイドラインに合わせ、本市では、①体重や筋肉量の減少を主因とした低栄養や口腔機能、運動機能、認知機能の低下等のフレイルに着目した対策を実施します。②生活習慣病の発症予防よりも、重症化予防への取組みを行います。③かかりつけ医と連携の上、医療専門職によるきめ細やかなアウトリーチ（積極的に出向いて働きかけること）を主とした健康支援の以上3つの保健事業に、取り組んでいきます。

**Q3** 保健事業を推進するための各関係機関の役割分担・連携についてお伺いいたします。

**A3** 広域連合の役割は、健診・レセプト等の情報を包括的、総合的に管理し、本市の事業評価を支援し、事業への積極的なデータ活用について、本市への周知・啓発を行います。本市の役割は、広域連合から提供される健康・医療情報等を活用して、高齢者の疾病構造や健康課題を把握し、介護保険や国民健康保険等の保健事業と整合性を図りながら事業を推進していきます。

**Q4** 健康寿命延伸の取組に向けた、市民へ伝えることがありますら、よろしくお願ひいたします。

**A4** 国では、健康格差の解消により、2040年までに健康寿命を3年以上延伸、平均寿命との差の縮小を目指します。本市では、健康寿命の延伸に向け、すべての世代の適切な生活習慣の定着を図り、市民一人ひとりの健康づくりを支援していきます。企業・地域・大学・関連団体と連携した、生活習慣病対策に取り組む他、ICT（情報処理及び通信技術）を活用した新たな健康づくり事業を検討しています。市民の方々には、健康診査を受け、自分自身の健康に关心を持つことで、毎年の健康受診をお願いします。

